

# 第4期 神崎市地域福祉計画 (概要版)

～みんなで支え合い、  
誰もが安心して暮らせるまち 神崎～



令和8年3月

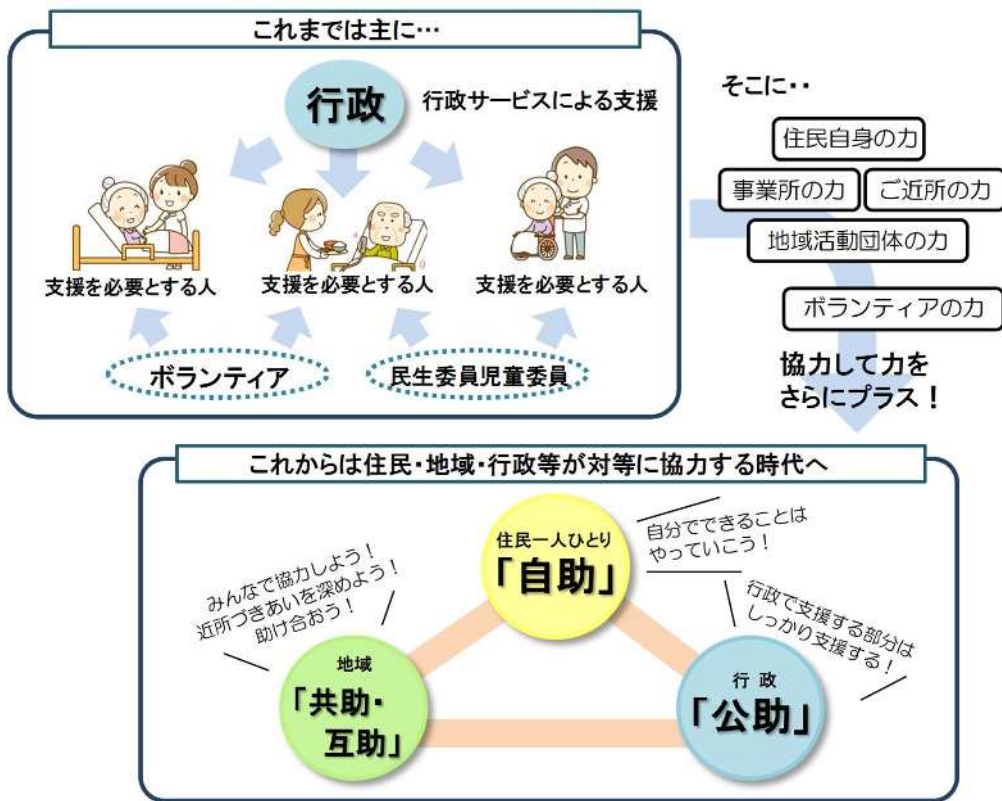
佐賀県神崎市

# 1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。



# 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとしています。

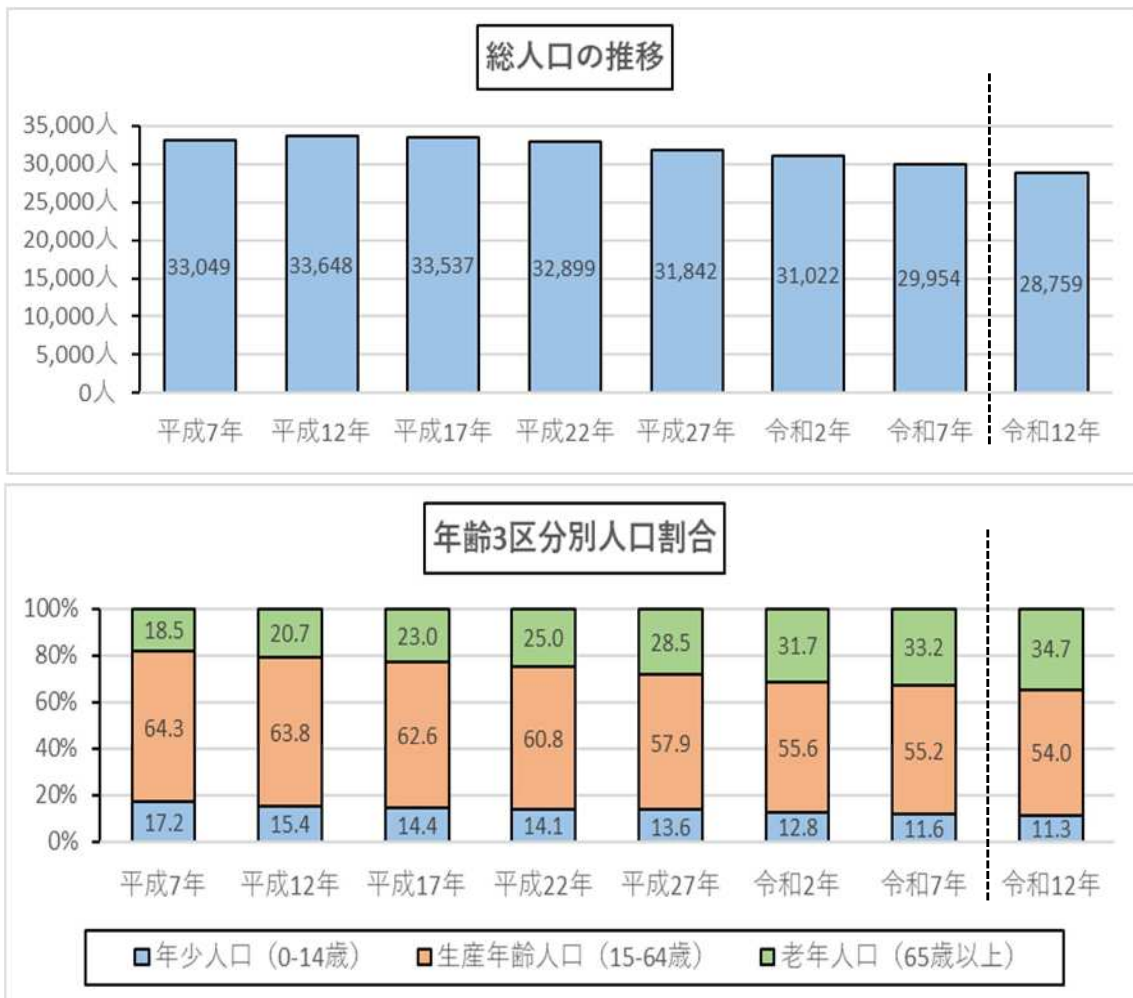
	令和3年度	~	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	~	令和17年度
第3期	計画期間										
第4期			見直し	計画期間							
第5期								見直し	計画期間		

### 3. 人口の状況

神埼市の人口は、平成7年の33,049人から平成12年の33,648人までは増加傾向で推移しており、その後、減少傾向に転じ、令和7年には29,954人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少していますが、65歳以上の老年人口は、年々増加しており、令和7年では33.2%と、3人に1人近くが高齢者となっており、少子高齢化が進行しています。

また、人口ビジョンによる将来推計でも、令和12年の人口はさらに減少し、更なる少子高齢化が進行すると予測されています。



資料：国勢調査(平成7年～令和2年)  
神埼市(令和7年8月31日現在)  
人口ビジョン(令和12年 将来推計)

## 4. 計画の方針

本市では、第2次神崎市総合計画において、市が目指す将来像を「幸せつなごう かんざき」とし、その実現のために、「“幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり」、「“幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり」、「“幸せ”生み出す まちの働く場づくり」、「“幸せ”高める まちの基盤づくり」、「“幸せ”支える 健全な行財政運営」の5つの基本理念を掲げ、施策を進めています。

第3期地域福祉計画においては、「市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重しあい、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが何よりも大切」という認識のもと、『みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市』を基本理念としました。

本計画においては、前期計画における基本理念を引き継ぎ、第2次神崎市総合計画の将来像を踏まえ『みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち 神崎』を新たな基本理念とし理念の実現に向けた取り組みを推進します。

### 基本理念

## みんなで支え合い、 誰もが安心して暮らせるまち 神崎

基本理念である「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち 神崎」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、5つの基本目標を定め総合的に推進します。

### 基本目標 1

### 助け合いの心と地域交流の場づくり

#### ①地域の交流・ふれあいの促進

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 子ども、子育て家庭、高齢者や障がい者など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆ 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- ◆ 自分の住む地域に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加し、地域の中での交流を心がけましよう。
- ◆ 地域の団体・組織に関心を持ち、積極的に参加しましよう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆ 地域であいさつ・声かけ運動を推進しましよう。
- ◆ 地域の様々な住民が参加できる行事を企画しましよう。
- ◆ 地域の団体・組織のメリット等をPRし、加入を促進しましよう。
- ◆ 地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましよう。

## ②交流・福祉活動の拠点確保

- 地域の様々な施設を有効に活用し、交流活動や福祉活動の拠点づくりを進めます。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- ◆学校や福祉施設などの既存施設を、地域の活動の場として開放したり、地域の交流や団体活動の場として活用しましょう。

## ③人権・福祉意識の醸成

- 障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
- ◆障がいのことなど、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。
- ◆障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわりなく、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。
- ◆男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。

## 基本目標 2

## 福祉サービスのしくみづくり

### ①福祉の情報提供の充実

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるように、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆福祉の制度やサービス、サービス提供事業者や施設に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。
- ◆自分が役立つ情報を聞いた際は、積極的に周囲の人に伝えるようにしましょう。
- ◆高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。
- ◆地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。
- ◆サービス提供事業者は、利用者がサービスを選択する際の参考となるよう、提供サービスの内容やサービスについての自己評価、第三者評価などの情報を公開するようにしましょう。

## ②福祉の相談体制の充実

- 住民が福祉に関する様々な相談を気軽にできる体制づくりを進めます。
- 住民の相談事がスムーズに解決できるよう、様々な相談窓口間の連携強化等に取り組みます。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆困りごとや不安を抱え込まないで、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の地域の相談先や行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
- ◆困っている人がいたら声をかけ、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
- ◆民生委員児童委員等が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して、相談に応じた解決に取り組みましょう。

## ③福祉サービスの利用体制の充実

- 住民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保するため、企業やNPO等の多様な担い手によるサービス提供を進めます。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆自分の生活にかかわる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- ◆行政や福祉サービス事業者に対して、サービスについての意見・要望や改善のアイデア等を積極的に伝えましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆サービス事業者は、利用者からの苦情・意見・要望等の聞き取りを行い、よりよいサービスの提供に努めましょう。
- ◆サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。
- ◆サービス従事者同士が集まり、介護方法や事故・苦情等に関する情報交換を行うなど、職員間の技術とサービスの質の向上に努めましょう。

## ④権利擁護体制の充実

- サービス利用者等の権利擁護や苦情解決、サービス評価などの仕組みづくりに取り組みます。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め正しい知識を身に付けましょう。
- ◆悪質商法や振り込め詐欺等について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。
- ◆地域の見守り活動に積極的に参加し、隣近所の異変に気づいたら早急に民生委員児童委員や行政機関に連絡しましょう。
- ◆サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に積極的に伝えましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆成年後見制度などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
- ◆社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの充実にも努めましょう。
- ◆見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。
- ◆自治会単位等で回覧板などを利用して、悪質商法や振り込め詐欺等に関する注意を促しましょう。
- ◆サービス事業者は、サービス利用者へ適正なサービスを提供するとともに、利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。
- ◆サービス事業者は苦情解決のための窓口等を設置し、相談体制を整備しましょう。

### ⑤生活困窮者への自立支援の充実

- 子どもの現在、及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を推進する「神崎市こどもの未来応援計画」に基づき、総合的な対策に取り組みます。
- 生活困窮者自立支援事業や、生活福祉資金貸付事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- ◆必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
- ◆気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- ◆民生委員児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

### ⑥自殺対策を視野に入れた支援の充実

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆こころの健康に関心を持ちましょう。
- ◆悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。
- ◆自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。

## 基本目標3

## 地域の助け合いの環境づくり

### ①民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

- 民生委員児童委員や福祉の関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆自分の住んでいる地区の民生委員児童委員を知りましょう。
- ◆民生委員児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆民生委員児童委員、市社会福祉協議会や福祉に関わる団体は、地域における様々な活動の充実と、その周知に努めましょう。
- ◆地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。

## ②地域のネットワーク体制の充実

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所で声かけや助け合いをいしましょう。
- ◆民生委員児童委員や社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、積極的に活用いしましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆民生委員児童委員や社会福祉協議会は、地域住民のニーズを把握し、問題解決に向けた支援につなぐため、行政や関係機関へ情報交換を定期的にい実施いしましょう。
- ◆社会福祉協議会は、地域単位での支え合いネットワークづくりに取り組みいましょう。
- ◆小地域で、地域の困りごとやその解決策等を話し合う機会をつくりいましょう。
- ◆地域で要支援者を支える活動を行っている団体は、他の団体にも関心を持ち、情報交換を行うなど団体同士が協力・連携して、よりよい活動を展開いしましょう。

## ③地域にあわせた取り組みの推進

- 地域の生活課題を整理し、地域のことは地域全体で解決するために行動いしましょう。地域福祉活動計画を社会福祉協議会で策定し、地域単位での取り組みを進めいします。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所とのあいさつや声かけを日頃からい行い、地域の連帯意識を深めておきいましょう。
- ◆近所の高齢者のみ世帯へは、時々家を訪ねるなど安否確認をい行いましょう。また、高齢者自身も家に閉じこもらずに、地域の行事や活動には積極的に参加し、長年培った知識と経験を活かすいましょう。
- ◆子どもの登下校や安心して遊べるよう、外に出て声かけを行うなどの見守り活動をい行いましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆民生委員児童委員と協力して、一人暮らし高齢者や認知症の方等の見守り・訪問活動をい行いましょう。
- ◆公民館や老人クラブなどの行事やサークル活動を充実し、高齢者同士の交流や健康・生きがいづくりに役立ていましょう。
- ◆学校・PTA等と連携して、巡回をい行いましょう。
- ◆子ども会の活動を推進いしましょう。
- ◆地域の行事や活動について、誰もが参加できるような行事の企画や活動内容の工夫をい行い、参加を促すいましょう。

## ④地域の要支援者の把握・理解促進

- 地域の中で互いに助け合えるよう日頃から近所づきあいをしたりして、いざという時に助け合える地域づくりに努めいします。

### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握いしましょう。
- ◆困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないよういにしましょう。
- ◆身近な地域での助け合い活動や行事には積極的に参加し、地域の人との交流を深めいましょう。

### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆自治会や民生委員児童委員等の相談員は、地域の要支援者を定期的にい訪問するなど、要支援者の状況を把握いしましょう。
- ◆自治会・町内会などを単位とした、小地域による要支援者の把握・支援ネットワークづくりと、地域の要支援者への支援体制づくりを進めいましょう。
- ◆自治会や民生委員児童委員等の相談員と住民とが連携・協力して、地域の要支援者を見守りいましょう。

## 基本目標 4

## 地域福祉の担い手づくり

### ①NPO・ボランティア等の育成

- 住民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や活動しやすいしくみづくりを進めます。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力しましょう。
- ◆地域のボランティア活動や自治会活動などの地域で行われている活動に関心を持ち、自分でできるボランティア活動を見つけ、参加しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆ボランティアに関する学習会を開いたり、自分たちが行っているボランティア活動の内容等について情報提供していきましょう。
- ◆支え合い活動の担い手を養成する講座や体験活動等を実施し、人材の育成に努めましょう。
- ◆社会福祉法人等の福祉サービス事業者及び従事者は、専門的な知識や技術を活用し、地域活動に協力しましょう。
- ◆ボランティアやNPO等は、自分たちの活動を積極的にPRしましょう。
- ◆ボランティア団体同士が連携して、よりよい活動を展開しましょう。

### ②NPO・ボランティア活動等の促進

- 地域の様々な団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆ボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ◆ボランティアやNPO活動、地域活動等の活動内容をよく知り、活用しましょう。
- ◆社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、自分に合った活動に参加しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆ボランティアやNPO等は、自分たちの活動を積極的にPRしましょう。
- ◆活動に参加しやすいような内容や参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。
- ◆福祉関連のボランティア活動について、研修・講座等を開催し、住民が実際に活動を始めるきっかけをつくりましょう。

## 基本目標 5

## 安心・安全な地域環境づくり

### ①地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- ◆地域内の犯罪や事故等に関心を持ち、被害に遭わないように注意しましょう。
- ◆子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。
- ◆高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、災害時には協力しましょう。
- ◆不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- ◆子どもを犯罪等の被害から守るため、「子ども110番の家」等の防犯活動に参加・協力しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆自主防災組織の設立など、避難行動要支援者を地域で支援するしくみづくりに取り組みましょう。
- ◆危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップ等の作成等、地域で防災対策を講じましょう。
- ◆警察、学校、PTA、民生委員児童委員等の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。
- ◆PTA 等による防犯パトロールについて、住民の参加を促しながら活動を拡大し、通学路等の安全を確保しましょう。
- ◆子どもを犯罪等の被害から守るため、「子ども110番の家」等の防犯活動に参加・協力しましょう。

## ②ユニバーサルデザインの推進

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

#### 住民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
- ◆高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。
- ◆公共交通機関を積極的に利用しましょう。

#### 地域・関係団体などの取り組み(共助・互助)

- ◆企業や公共交通機関等も、ユニバーサルデザインについて理解を深め、施設等の改善・整備に取り組みましょう。
- ◆地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。
- ◆福祉サービス事業者等では必ず送迎を行うなどして、要支援者の安全を確保しましょう。

## 5. 計画の進行管理

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、定期的な検証、把握を行い、PDCAサイクルのもとに評価し、ホームページなどによる公表を行います。

